

平成 30 年 6 月 1 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780460

研究課題名(和文) マイノリティの子どもを包摂する学校参加制度に関する実証的研究

研究課題名(英文) The empirical study of "Open System School" for the inclusion of minority children

研究代表者

武井 哲郎 (TAKEI, Tetsuro)

立命館大学・経済学部・准教授

研究者番号：50637056

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：「開かれた学校」という制度の導入がマイノリティとされる子どもの包摂に資するかどうか、その鍵を握るのは、教員と異なる立場にある非専門家スタッフによる「アドボカシー」であることが明らかとなった。「アドボカシー」とは子どもの意思の代弁と権利の擁護から構成されるもので、その遂行には非専門家スタッフ同士のネットワーキングが重要な役割を果たす。非専門家スタッフによる「アドボカシー」は時に学校への異議申し立てを伴うが、子どもの最善の利益を保障するためには異質な価値のぶつけ合いが必要となる。

研究成果の概要(英文)：When we choose "Open System School", "advocacy" by non-professional staff is important for the inclusion of minority children. "Advocacy" is to speak for children and to champion the right of children. Networking of non-professional staff is the key of condition for "advocacy". Although "advocacy" by non-professional staff is associated with adverse claim, we have to harmonize various values for guaranteeing the interests of the child.

研究分野：教育学

キーワード：アドボカシー ネットワーク 開かれた学校 非専門家スタッフ

1. 研究開始当初の背景

学校・家庭・地域の関係を再構築すべく、保護者・地域住民による「意思決定への参加」と「教育活動への参加」が制度化されるなか、近年の研究では、これらの学校参加制度に見られる効果や影響が検証されつつある。もともと「開かれた学校」の必要性が論じられる際には、学校の意思決定過程に対する参加が主題となり、2004年に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が法制化される前から、それが保護者・地域住民のニーズを把握・反映する場となり、学校ガバナンスの構造を転換することが期待されていた。しかし、学校運営協議会の委員を対象とする質問紙調査からは、議事への意見反映に対する保護者の消極性・劣位性が明らかとなっている。さらには、学力向上などの「成果」を追い求める論理に接続すると、学校運営協議会が社会的に不利な立場にある保護者への啓発と統治を生む装置と化すことを指摘する研究も見られる。意思決定への参加に対しては、学校ガバナンスにおける保護者・地域住民の位置づけを問うという観点から、その順機能と逆機能の双方が論じられてきた。

他方で、学校支援地域本部事業をきっかけとして保護者・地域住民のボランティアによる教育活動への参加が広がる状況に対しては、それを積極的に評価する声が多く聞かれる。例えば、教育機関のガバナンスとしては、意思決定過程に限定されない参加の拡充それ自体に意義があるとする議論が見られる。ところが、保護者・地域住民のボランティアによる教育活動への参加にどのような逆機能が隠れているのか、十分な検討はなされていない。先行研究は学校・家庭・地域の一体的な取り組みが子ども集団全体に及ぼす「効果」を強調してきたが、学びの場には多様な異質な背景を有する子どもが存在することを等閑視していると言えるだろう。子どもたちの多様性や異質性を視野に入れながら、保護者・地域住民による学びの場への参入がもたらす影響を吟味し、マイノリティの子どもに対する抑圧や排除の構造を転換するような学校参加の在り様を模索する必要がある。

2. 研究の目的

以上より本研究課題では、マイノリティの子どもを包摂する学校参加制度の条件と特質を実証的に明らかにすることを目的とした。「教育活動への参加」がマイノリティとされる子どもの包摂に繋がるのであれば、それは学校・家庭・地域の関係を再構築することの意義となる。併せて「意思決定への参加」についても、学校ガバナンスにおける保護者・地域住民の位置づけを問うのみならず、それが多様な異質な背景を有する子どもにとってどのような意味を持つのかに迫る必要がある。学校運営協議会の設置によるマイノリティの子どもへの影響を探るとともに、排除や抑圧の構造を転換するための道筋を

明らかにすることが求められると考え、本研究課題をスタートさせた。

3. 研究の方法

本研究課題では、「教育活動への参加」および「意思決定への参加」という二つの位相から、マイノリティの子どもを包摂する学校参加制度の条件と特質に迫ることを、具体的な課題とした。

一つは、「ボランティア」に対する慎重な評価をふまえたうえで、保護者・地域住民による「教育活動への参加」が広がる状況を捉え直すことである。ボランティアに「動員」された保護者・地域住民の存在が学びの場に潜む排除や抑圧の構造を維持・強化する可能性があるという指摘はなされているが、あくまで理論面からの検討に留まっている。保護者・地域住民による教育活動への参加がマイノリティの子どもに不利益をもたらすとすれば、その背景と要因を実証的に析出し、排除・抑圧の構造を転換するための方途について検討する必要がある。具体的には、教師とは異なる立場にあるボランティアの参入が、教室空間における大人と子どもの関係性および子ども同士の関係性にいかなる影響を及ぼすのかという観点から、マイクロな分析を行った。

もう一つは、保護者・地域住民による「意思決定への参加」を拡充することがマイノリティの子どもに対してどのような影響を及ぼすのかという点を問うことである。学校運営協議会の設置が、社会的に不利な立場にある保護者に対する啓発と統治を生んだのと同様に、マイノリティの子どもに不利益をもたらすのだとすれば、まずはその背景と要因を明らかにする必要がある。そのうえで、マイノリティの子どもの包摂に繋がる学校運営協議会の条件を探ることとした。

4. 研究成果

(1) 「教育活動への参加」の捉え直し

まず、学びの場における子どもの最善の利益の保障という点に鑑みると、保護者・地域住民のボランティアによる「教育活動への参加」が広がる状況を過剰に礼賛するべきではないことが明らかとなった。同年齢の子どもたちは多少の個人差はあるとしても基本的に同質であるという前提や、ボランティアの手を借りることが原則的に許されないという学級の規範が揺らがない以上、授業に継続して携わるボランティアの存在は、教室での学習や生活から排除されがちな子どもに付与されるスティグマを維持・強化する要因にしかならない。学校側がボランティアの権限を制約し、マイノリティの子ども以外には手を貸さぬよう指示することは避けなければならない。

しかし一方で、職責や地位に縛られることのないボランティアの参入が、教室での学習や生活から排除されがちな子どもの包摂に

繋がる可能性もあることが明らかとなった。教師とは異なる存在として子どもに接することが可能なボランティアは、例外的な措置を受けているのが一部の子だけではないと示したり、教室空間の中であえて異質な存在を演じたりすることによって、スティグマの軽減・解消を図ることができる立場にあった。ボランティアの権限を特定の児童の介助だけに限定するのでなければ、学びの場における差別や排除の構造を転換させるのにボランティアの協力を得ることは有効な面がある。

この点をより一般化させて言えば、マイノリティの子どもに対する排除や抑圧の構造を転換するために重要となるのが、「教育活動への参加」を担うボランティアによる「アドボカシー」の遂行である。「アドボカシー」とは、子どもの意思を代弁しその権利を擁護するべく、教師とのコンフリクトをも厭わずにボランティアが現状への異議申し立てを行うことである。教師との間に上下の関係を認識するボランティアからすると、現状への異議申し立てを行うことには困難が伴うのだが、事例研究からは、脆弱な立場に置かれたボランティア同士が、子どもへの対応に関して意見や情報を共有するネットワークを構築することにより、「アドボカシー」の遂行が可能となることが示唆された。

(2)「意思決定への参加」が及ぼす影響

他方、「意思決定への参加」の拡充がマイノリティの子どもに不利益を及ぼす可能性については、やはり注意を払わねばならない。「意思決定への参加」と「教育活動への参加」の制度化が一体となって進む状況下において、差別や排除を生む学びの場の構造を保護者・地域住民が批判的に問い直すことができるかといえ、必ずしもそうではないことが明らかとなった。

そこで重要となるのが、学校・家庭・地域が異質な価値をぶつけ合うことであり、これは「意思決定への参加」の場である学校運営協議会での議論においても欠くことができない要素となる。すなわち、家庭・地域から学校に対して異議申し立ての声が上がる状況を、マイノリティの子どもに向き合う責任を三者が分有する契機として積極的に評価する必要がある。それは、三者が同質の価値を共有するに至ることを「連携」や「協働」と捉える昨今の実践/研究の動向に、新たな視点を提供することに繋がる。

なお、本研究課題においては、マイノリティとされる子どもの包摂に寄与する実践の在り様について多角的な視点から検討を図るべく、不登校児童生徒の支援を担うフリースクールが果たす役割や、「社会に開かれた教育課程」や「チームとしての学校」がもたらす影響にも注目することとなった。その結果、学校を開くことがマイノリティとされる子どもの包摂に資するかどうか、その鍵を

握るのは教員と異なる立場から子どもとかわるスタッフによる「アドボカシー」であること、「アドボカシー」の遂行にはスタッフ同士のネットワーキングが重要な意味を持つことが、共通して明らかとなっている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

武井哲郎「不登校児童生徒への対応にフリースクールが果たす役割の変容 行政との連携による影響に着目して」『日本教育行政学会年報』No.42、2016年、113-129頁、査読有

武井哲郎「特別支援教育支援員の存在が障害のある子どもに及ぼす両義的機能」『SNEジャーナル』第20巻、2014年、118-130頁、査読有

[学会発表](計7件)

武井哲郎、特別支援教育における包摂と排除、日本スクール・コンプライアンス学会第6回大会シンポジウム、2018年

武井哲郎、オルタナティブ教育は「分離別学」批判とどのように向き合うのか?、第1回オルタナティブ教育共同研究会、2018年

武井哲郎、子どもの最善の利益と「開かれた学校」、第18回『開かれた学校づくり』全国交流集会、2017年

武井哲郎、「リスクの高い子ども」と「社会に開かれた教育課程」、日本学習社会学会研究会「社会に開かれた教育課程と教育・学力格差」、2017年

武井哲郎、子どもたちの教育的ニーズと「多様な学び保障法」、日本特別ニーズ教育学会2016年中間集会、2016年

武井哲郎、不登校支援にフリースクールが果たす役割の変容、日本教育行政学会第50回大会、2015年

武井哲郎、マイノリティの子どもを包摂する学校参加制度に関する試論的考察、関西教育行政学会8月例会、2015年

[図書](計2件)

武井哲郎『「開かれた学校」の功罪 ボランティアの参入と子どもの排除/包摂』明石書店、2017年、全285頁

武井哲郎「土曜教室による学力保障」 柏木智子・仲田康一編著『子どもの貧困・不利・困難を越える学校 行政・地域と学校がつながって実現する子ども支援』学事出版、2017年、140-149頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

武井 哲郎 (TAKEI, Tetsuro)
立命館大学・経済学部・准教授
研究者番号：50637056